

## <賃貸借>

- 貸付期間が満了しても、自動的に契約は終了せず、賃貸借契約は法定更新されます。解約し、農地の返還を受けるには、農地法 18 条に基づく許可や合意解約等が必要です。
- 賃借人が死亡した場合、賃借権は相続人に相続され、賃貸借契約は継続されます。賃貸人が死亡した場合は、賃貸人の相続人に権利義務が相続され、賃貸借契約は継続されます。
- 賃貸借の解除をする場合は、賃貸人と賃借人で合意し、農地引渡し期限の 6 ヶ月以内に、農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書を農業委員会まで提出してください。

### 記入例

農地の賃借の合意解約通知書 <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002443.html>  
農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書

合意による解約をした日の翌日  
から起算して 30 日以内に通知

令和 4 年 4 月 1 日

(あて先) 姫路市農業委員会会長

賃貸人 住所 姫路市安田〇丁目〇〇番地

(地主) 氏名 貸主 太郎

印

賃借人 住所 姫路市船津町××××番地

(小作) 氏名 借田 次郎

実印

農地の賃貸借の解約について当事者が合意しましたので、次のとおり (死亡している場合)

☒ 農地法第 3 条 ☐ 農業経営基盤強化促進法 (利 姫路市船津町〇〇〇番地 (相続人の住所)  
(亡) 借田 次郎

#### 1 合意により賃貸借を解約した土地

相続人 借田 花子 (続柄：子)

| (姫路市)所 在 | 地 番    | 地 目 | 面積 (㎡) | 契約の始期           | 解約前の賃借料 |
|----------|--------|-----|--------|-----------------|---------|
| 船津町字カシチ  | 9999-1 | 田   | 1,000  | 平成 12 年 4 月 1 日 | 〇〇,〇〇〇円 |
| 以下余白     |        |     |        | 不明な場合は、省略可      |         |

#### 2 解約の内容

(1) 合 意 の 日 令和 4 年 3 月 15 日

(2) 解 約 の 日 令和 4 年 4 月 1 日

(3) 土地引渡の時期 令和 4 年 4 月 1 日

(4) 条件 なし

特に定めがなければ  
すべて合意の日で可

#### 3 参考となる事項 ※以下①～③について、該当するものに○印をつけてください。

##### ① 解約にともなう離作補償について

①. 無償 2. 代替地の貸付 3. 離作料金の支払い 4. 貸付地の一部無償譲渡

##### ② 解約等の理由

賃貸人の主導

1. 労力増加

2. 規模の拡大

3. 期間満了

(所有者)

4. 分家のため

5. 転用のため

6. その他

賃借人の主導

⑦. 農業廃止

8. 経営規模を縮小

9. 高齢化

(耕作者)

10. 労力が不足

11. 耕作に不便

12. その他

##### ③ 解約後の土地利用

1. 宅地などに転用

②. 所有者にて自作

3. 農地で売却または貸付